

ユネスコ「世界の記憶」に関する国内推進体制の構築事業（情報発信事業）

審査基準

令和4年5月23日

文部科学省国際統括官

1. 審査方法

審査は、ユネスコ「世界の記憶」に関する国内推進体制の構築事業（情報発信事業）の受託者を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。必要に応じて面接選考を行う場合もある。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

2. 採択案件の決定方法

審査委員会は、提出された企画提案書について、本審査基準の「3. 評価方法・評価項目」に示す評価項目に基づき、書面審査を行う。審査委員会は、書面審査の結果を踏まえ、合議による審議を経て、評価点が満点の6割を超える者の中から、原則として最も得点の高い者を採択するものとする。なお、採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

3. 評価方法・評価項目

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、評価項目ごとに、4に示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

[評価項目]

(1) 事業内容に関する評価

- ① ユネスコ「世界の記憶」の事業趣旨を理解した事業内容であること。
- ② 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ③ 事業推進の方法、内容、スケジュール等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ④ 妥当な経費が示されていること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。

(2) 事業の実施体制に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 公募要領「4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項」に照らし、必要な知識・ノウハウ・実績を有していること。
- ④ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

4. 評価基準

(1) 評価項目の「(1) 事業内容に関する評価」及び「(2) 事業実施主体に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

評価基準	評価	点数換算
A	大変優れている	5点
B	優れている	4点
C	普通	3点
D	やや劣っている	2点
E	劣っている	1点

(2) 評価項目の「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）
・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1. 4点
・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2. 1点
・認定段階3＝2. 8点
・プラチナえるぼし認定＝3. 64点
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0. 7点
○くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））
・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1. 4点
・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1. 68点
・プラチナくるみん認定＝2. 1点
○ユースエール認定（若者雇用促進法）
・ユースエール認定＝2. 1点
○上記以外＝0点

評価項目	係数	評価基準				
		A	B	C	D	E
(1) ①	3.0	15	12	9	6	3
(1) ②	3.0	15	12	9	6	3
(1) ③	3.0	15	12	9	6	3
(1) ④	1.0	5	4	3	2	1
(2) ①	3.0	15	12	9	6	3
(2) ②	2.0	10	8	6	4	2
(2) ③	1.0	5	4	3	2	1
(2) ④	1.0	5	4	3	2	1
(3)	—	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○えるぼし認定等（女性活躍推進法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準（評価項目3）は満たすこと。）＝1.4点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準（評価項目3）は満たすこと。）＝2.1点 ・認定段階3＝2.8点 ・プラチナえるぼし認定＝3.64点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.7点 <p>○くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1.4点 ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.68点 ・プラチナくるみん認定＝2.1点 <p>○ユースエール認定（若者雇用促進法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝2.1点 <p>○上記以外＝0点</p>				

5. 審査関連情報の開示・公開等

審査委員会及びその会議資料は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。審査の結果、採択された事業の申請団体及び事業名称は、文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。